

教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について

教育委員会の所管に係る公文書管理規程の一部を改正する規程
教育委員会の所管に係る公文書管理規程（平成22年横須賀市教育委員会訓令
甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「財務部財務課」を「財務部財務管理課」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

(議案等の決裁済文書の送付)

管理

第5条 決裁が完了した決裁文書(以下この条において「決裁済文書」という。)のうち、議案(条例に関するものを除く。)の決裁済文書は財務部財務課に、議案(条例に関するものに限る。)の決裁済文書は総務部総務課に、教育委員会の会議に付議する議案及び要綱の決裁済文書は教育総務部総務課に送付しなければならない。